

- ・ 認可外保育施設 (企業主導型保育事業であるものを除く)
 - ・ 一時預かり事業 (幼稚園型以外)
 - ・ 病児・病後児保育事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業
- を利用の保護者の皆さまへ

令和元年10月1日から国の幼児教育・保育の無償化が始まります。
これにより、認可外保育施設、一時預かり事業(幼稚園型以外)、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した際に支払った保育料・利用料が、年度終了後、本市から償還払いされます。

※ただし、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用している児童は、上記償還払いの対象となりません。

無償化の対象児童・償還払いの上限額

- ・ 3～5歳児クラス (注) (上限:月額37,000円)
 - ・ 住民税非課税世帯の0～2歳児クラス (注) (上限:月額42,000円)
- で保護者が就労等のため保育の必要性が認められる児童

(注) 当該年度4月1日現在の満年齢

※無償化の対象となるのは保育料・利用料本体に限られ、物品購入、行事への参加、食事の提供に要する費用等は無償化の対象となりません。

手続きをお忘れなく!

※大阪市以外にお住まいの方は、お住まいの市町村にてお手続きが必要となります。手続き方法等はお住まいの市町村へお問い合わせください。

無償化の対象となるためには、事前にお住まいの区の区役所で認定申請をしていただき、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

- ・ 申請受付期間

利用開始希望月の前月5日 (閉庁日の場合は翌開庁日) まで

→手続きについては、本市ホームページで、「施設等利用給付認定申請」で検索または裏面のQRコードによりアクセス

無償化の対象施設・事業

無償化の対象となるのは、本市から「確認」を受けた施設・事業を利用した場合に限られます(「確認」を受けるための申請は事業者が行います)。

「確認」を受けた施設・事業は、本市ホームページでご確認ください。

→本市ホームページで、「幼児教育・保育の無償化」で検索または裏面のQRコードによりアクセス

支払までのスケジュール

利用開始希望月の前月5日まで

3月 翌年度	保育の必要性の認定申請の受付（お住まいの区の区役所にて） 認定通知を郵送（大阪市役所→保護者） 請求のご案内を保護者へ郵送（大阪市役所→保護者）
4月	請求書、領収書等の提出（郵送）（保護者→大阪市役所）
5月	保護者の預金口座へ振込（大阪市役所→保護者の口座）

ご注意！

- ・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用している児童は、償還払いの対象となりません。
- ・保育の必要性の認定を受けていないと無償化の対象とはなりません。認定申請をお忘れなく。
- ・支払を受けるには、認可外保育施設等の事業者が発行する領収書等の提出が必要です。紛失等をされると支払を受けられなくなりますのでご注意ください。

お問合せ先

【保育の必要性の認定申請について】

お住まいの区の区役所（保健福祉センター保育担当）まで

【認定申請以外の事項（制度全般、償還払いの手続等）について】

大阪市 こども青少年局 保育施策部 保育企画課 06-6208-8031

※本市ホームページもご覧ください

→本市ホームページで、「幼児教育・保育の無償化」で検索
または右記QRコードによりアクセス

→保育の必要性の認定手続きについては、「施設等利用給付
認定申請」で検索または右記QRコードによりアクセス

（様式もダウンロードできます）



※大阪市では、国の幼児教育・保育の無償化対象外の方でも、一定の教育の質があると認めた認可外保育施設にお通いの3～5歳児クラスの児童に対し、大阪市独自で補助金を交付しております。手続き等は対象施設より案内があります。